

本定例会に付議された議案件名

- 議案第65号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第66号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 議案第67号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第68号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 議案第69号 町道路線の認定について
- 議案第70号 町道路線の認定について
- 発議第8号 トンネルじん肺根絶に関する意見書について
- 認定第1号 平成17年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定
について
- 認定第6号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第7号 平成17年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について
- 認定第8号 平成17年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について
- 認定第9号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について

平成18年11月13日（月曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	16 番	淺 川 治 彦
2 番	津 田 勤	17 番	金 田 之 治
3 番	中 谷 浩 之	18 番	安 達 市 朗
4 番	岩 池 齊	19 番	小 島 昌 治
6 番	宮 本 滿	20 番	小 寺 進
7 番	川 崎 與 一	22 番	北 信 幸
8 番	岡 野 茂	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計

欠席議員

21 番 土 上 輝 男

説明のため議場に出席した者の職氏名

町 長	中 野 茂 一
助 役	中 江 映
収 入 役	齊 藤 喜久治
教 育 長	田 畑 武 正
総 務 課 長	北 山 茂 夫
情 報 推 進 室 長	高 下 良 博
企 画 財 政 課 長	中 村 清 康
住 民 課 長	田 中 外志治

税務課長	太田永作
環境安全課長	田村淳一
健康福祉課長	柏崎三代治
農林水産課長	藤本和善
建設課長	土上猛
上下水道課長	上井信昭
学校教育課長	松田正晴
生涯学習課長	源大恵
会計課長	米谷勇喜
志雄病院事務局長	山本実
宝達志水町 社会福祉協議会 事務局長	高松守成
宝達志水町 施設管理公社兼 シルバー人材 センター事務局長	鍛冶一良
企画財政課長補佐	松中和彦
企画財政課長補佐	近岡和良

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第65号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第66号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第67号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第68号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立について
- 日程第8 議案第69号 町道路線の認定について
- 日程第9 議案第70号 町道路線の認定について
- 日程第10 議案に対する質疑

- 日程第11 町政一般についての質問
- 日程第12 決算特別委員会委員長報告
- 日程第13 委員長報告に対する質疑
- 日程第14 討 論
- 日程第15 採 決
- 日程第16 議案の委員会付託

開会・開議

議長（松田眞計君） ただいまから平成18年第4回宝達志水町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は28名であります。よって、地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

会議録署名議員の指名

議長（松田眞計君） それでは、日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、宝達志水町議会会議規則第120条の規定によって、3番 中谷浩之君、4番 岩池 齊君を指名いたします。

会期の決定

議長（松田眞計君） 次に、日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から11月16日までの4日間にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、会期は本日から11月16日までの4日間に決定いたしました。

諸般の報告

議長（松田眞計君） 次に、日程第3 諸般の報告を行います。

本会議の説明員の職、氏名及び諸般の報告は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

町長提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） これより、本日町長から提出のありました議案第65号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から議案第70号 町道路線の認定についてまで

を一括して議題といたします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 本日、ここに平成18年第4回宝達志水町議会定例会を御招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず御応招を賜り、心からお礼を申し上げます。

初めに、議員各位におかれましては、この12月末をもって在任特例による任期満了を迎えられます。皆さん方には、この期間中、町政の発展のために、公私ともにわたりいろいろと御尽力を賜ったことに対し、改めて感謝申し上げ、深く敬意をあらわしたいと存じます。まことにありがとうございました。おかげさまをもちまして、宝達志水町の町政運営もようやく軌道に乗ってきたと実感しております。

なお、今後につきましては、御勇退される方、また、改めて町政運営に臨まれる方とそれぞれの道はあるかと思いますが、いずれにしても、それぞれのお立場から、本町の新たな発展に御協力と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新たなるといえば、先般、第90代安倍晋三内閣総理大臣が誕生し、我が国の政治も新たな局面を迎えました。これを機に、停滞していた外交問題は、6カ国協議再開のめどが立つなど改善の気配を見せ、また、景気は戦後最長のいざなぎ景気をもしのぐ息の長い拡大を続けているというように、何かにつけて好転の兆しを感じられることは、まことに嬉しい限りであります。これからも、安倍新内閣には、我が国の発展を目指し、さまざまな課題に鋭意取り組んでいかれることを御期待申し上げたいと存じます。

しかし、その一方、暗い出来事も連日新聞・テレビをにぎわわせております。中でも、子供のいじめによる自殺や虐待による悲惨な死亡事件が多発していることは非常に心が痛みます。本町におきましては、今後関係機関と連携を密にしながら、いじめや虐待の根絶に取り組んでまいりたいと思います。

また、先日の北海道佐呂間町で発生した国内最大級の竜巻によって、甚大な被害が発生し、9名ものとうとい命が犠牲となったことは、これまた悲惨な出来事でありました。このような自然災害を未然に防ぐことは困難であります。本町では、万が一のときに備えて、防災総合訓練などを通して災害に強いまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、今後とも御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、今定例会に御提案いたします平成18年度補正予算3件、広域連合の設立に伴う規約の制定1件、道路路線の認定2件につきまして、順次御説明申し上げます。

まず、議案第65号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,358万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億9,897万3,000円とするものであります。

補正の主な内容であります。歳出予算につきましては、総務費では、ケーブルテレビ本工事の終了後に見込まれる加入申込による引き込み工事に係る経費を初め、町税の賦課徴収に要する事務経費、来春執行予定の石川県議会議員選挙の準備に係る経費を追加するものであります。

民生費では、児童手当支給対象年齢が小学校3年終了前から6学年終了前に拡大されたことに伴う経費、また、保育所にあつては、乳児保育の増加及び産休代替に伴う臨時保育士賃金、管外保育希望者の増加に伴う所要額を追加するものであります。

衛生費では、平成20年4月1日から施行される後期高齢者医療制度運営のため設立される広域連合に対する本町負担金を追加するものであります。

農林水産業費では、南吉田集落営農におけるトラクター、田植え機などの農業用機械の導入や、育苗施設の設置などに係る補助金、また、地籍調査の現地及び境界確認に要する経費を追加するものであります。

商工費では、町商工会が実施する商品券発行事業への補助金を追加し、町内商工業者の経営改善と地域の発展を促し、活力ある地域づくりを推進するものであります。

土木費では、「美しい國 能登から考えるみちづくりシンポジウム」開催に要する町負担金、また、冬期間の町道の安全通行確保のための除雪機械借上料及び下石地内における急傾斜地対策に伴う県事業負担金を追加するものであります。

教育費では、各小中学校における施設管理費、宝達小学校の消火栓設備等の改修に伴う経費、耐震診断が実施されていない志雄中学校において耐震診断を実施するための経費、また、真柄教育振興財団からの助成を受けて志雄図書館の図書を購入する経費、そして、岡部家において県指定重要文化財の指定外部分の解体に係る設計業務費を追加するものであります。

以上が歳出予算の主な内容であります。

財源となります歳入予算では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金、

諸収入を充てるものであります。

続いて、議案第66号 平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,560万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,794万9,000円とするものであります。

歳出につきましては、退職被保険者の増加による医療費の増加に伴う退職被保険者療養給付費や退職被保険者高額医療費を、また、葬祭費、一般被保険者保険税還付金につきましては、件数の増加に伴う所要の経費を追加するものであります。

歳入につきましては、基金繰入金を充てるものであります。

議案第67号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ446万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億7,565万4,000円とするものであります。

歳出につきましては、介護サービスの上半期実績に基づき、給付費負担金の組み替えを行い、また、平成17年度国・県支出金の精算による返還金、平成15年度財政調整交付金再確定による返還金を追加するものであります。

歳入につきましては、介護給付費準備基金繰入金を充てるものであります。

次に、議案第68号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立についてであります。

先ほども御説明いたしましたが、超高齢社会を展望した新たな医療保険制度体系を実現するため、現行の老人保健制度にかわり、平成20年4月から後期高齢者医療制度が施行されます。そこで、この制度を円滑に運営するため、今年度中に県内全市町で広域連合を設立するもので、今回その規約について、地方自治法の規定により議会の議決を賜りたいとするものであります。

議案第69号及び議案第70号の2件の町道認定につきましては、今般それぞれ町道としての要件を満たしたことから、認定いたしたく御提案申し上げます。

以上、案件の提案理由を申し上げますが、何とぞ慎重なる御審議の上、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（松田眞計君） ここで、議案第65号から議案第70号に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

一般質問

議長（松田眞計君） 次に、一般質問を行います。

宝達志水町議会会議規則第61条第2項の規定による一般質問の通告がありましたので、発言を許します。

1番 中田良一君。

〔1番 中田良一君 登壇〕

1番（中田良一君） 今回私は、町巡回バスについてお尋ねいたします。

さきの全員協議会におきまして、巡回バスの利用状況及び18年度前半上半期の説明がありました。現在、運行されている路線は志雄地区のみであり、中でも南邑知、清水原、所司原の3コースにおいては、山間部のため、学童利用者を重点に置いたスクールバス的な運行がされているとのことでした。

私も、遠距離通学地域の児童及び生徒のスクールバス利用については、近年の治安状況をかんがみても大いに賛成するところであります。また、昨年度のような豪雪の折には、通学路や歩道の確保にも非常に困難をきわめていたように思われます。そんなときこそスクールバスの重要性が再認識されるのではないのでしょうか。

そこで、御質問いたしますが、押水地域においても、山間部や遠距離通学をしている児童・生徒も多数おられるとのことですが。聞くところによりますと、その大半の方は、冬場の通学時において保護者の方が送迎をしているとのことであり、しかしながら、家庭の状況により徒歩での通学を余儀なくされている児童・生徒さんも少なくないということも伺っております。

現在、押水地域においては、高齢者の方が利用される送迎バスの運行はなされておりますが、一般利用者並びに児童・生徒さんが利用できる巡回バスの運行はされておられません。町の財政的な負担もあると思われ、町保有のバスなどを利用した運行計画をされるよう要望するものであります。

私のところへも、多くの保護者の方や町民の方から巡回バスの運行を希望される声が寄せられております。住民サービスの平等化を図る観点からも、ぜひとも押水地域における巡回バスの運行を要望するものでありますが、執行部の御意見をお聞きして、私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 企画財政課長 中村清康君。

〔企画財政課長 中村清康君 登壇〕

企画財政課長（中村清康君） それでは、1番 中田議員の御質問にお答えを申し上げます。

押水地域でのバスの運行計画があるかという御質問でございますが、御承知のとおり志雄地域でのバスの運行は、志雄小学校として統合された際、児童送迎バスの確保が条件であったため、朝夕の児童輸送を中心に組み込まれたものであり、児童輸送の需要がない日中には、地域住民への巡回バスサービスの運行のため、バスを有効利用し、羽咋中央バス停発着の金沢行きに接続する羽咋コース、平成15年9月に追加された樋川コースを走っております。

押水地域での運行であります。押水地域では、平成15年4月から9月までの6カ月間のうち3カ月を無料で、あとの3カ月を有料でということで、巡回バスを試験運行いたしておりました。この巡回バスの目的は、原則として宝寿荘及び町民センター「アステラス」の利用者の便宜を図るためということでスタートをいたしていましたが、高齢者等の便宜を考え、各集落にバス停を設置するほか、役場庁舎、宝達駅、総合体育館、また、当時ありましたJAの各支店にもバス停を設置し、町民の足の確保を図ってきたところでございます。

その試行運行の結果は、1日平均31人の利用でありましたが、そのうちの28人が宝寿荘の利用者で、町民センターやその他の公共施設等の利用者はほとんどいなかったという結果が出ております。その結果を受けて、それ以降、平成15年10月以降になりますが、そして現在に至るまで、押水地域を巡回するバスは宝寿荘の送迎だけに利用しているところでございます。

以上の試行運行の結果等を踏まえ、現在のところ、押水地域への巡回バスの運行は考えておりませんが、今後、平成18年4月から押水地域でも運行いたしておりますデマンドタクシーの利用実態等も考慮した中で、住民ニーズに対応すべきであるという考えでありますので、よろしく御理解を願いたいと思います。

議長（松田眞計君） 1番 中田良一君。

〔1番 中田良一君 登壇〕

1番（中田良一君） ただいまの課長さんの御説明では、高齢者の方を重点に置いて、宝寿荘ですよね、押水地域においてのバスの運行は、日中それ以外の利用の回数がほとんどないということではありますが、期間を限定した冬期間ですね、私の言いたいのは。冬場だけでも結構なんですけれども、スクールバスのような遠距離通学の方が利用できるような運行計画はできないのか。町のバスを利用してですね。

今、西部バスを走らせていただきたいというような意味合いのことは、特別、財政的なこともありますので申しませんが、町のバスを利用して、通学、朝の登校時と 下校時はクラブ活動もありますので、あれですけれども、時間はばらばらになると思います。あと、小学生の児童に対しては、大体登下校の時間は決まっておりますので、その時間を町のバスがあいている、多分高齢者の方の送迎と時間は重ならないと思いますので、その辺もちょっと検討していただいて、冬場だけでも結構ですから、前向きな運行の計画を立てていただきたいと思います。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 中田議員の質問でございます。学校通学用のバスということになれば、これは全体的に考えていかなければいけないということで、先ほど課長が申したのは、志雄小学校、旧志雄町において6校の小学校が統合するとき、5校ですか、その条件としてスクールバスを運行し、現在に至っております。その運用方法と運行方法の中で一般の方も乗せているという答弁をさせていただいたわけでございます。

現在、子供を乗せている地区は志雄小学校のみでございます。樋川小学校、そして押水地区の3小学校については、現在スクールバスのようなものは運行していないということで、教育委員会の方でも、こういった問題は大きな問題ですので、今ここで1番 中田議員の質問にどうする、こうするといったはっきりした答弁はできないわけなんですけれども、いきさつについて説明したということで、理解していただきたいと思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 次に、8番 岡野 茂君。

〔8番 岡野 茂君 登壇〕

8番（岡野 茂君） 私は、2点について、収入役及び担当課長に質問します。

1点目ですが、京都議定書がロシアの批准を受けて2005年2月発効され、これにより、我が国は二酸化炭素に代表される温室効果ガスを、2010年までに1990年比で6%削減することが義務づけられました。電気事業者に一定量以上の新エネルギーなどによる電気の利用を義務づける法律「RPS」の制定やバイオマス・ニッポン総合戦略の策定に加え、京都議定書の発効を受けて目標達成計画が定められており、新エネルギーの一つであるバイオマス利用の推進を図るべく、バイオマスの持つエネルギーを熱電力、燃料などに効率的に変換・利用する技術開発が求められております。

こういった観点から、当町の針山地区において、木質バイオマス発電事業の計画が進められています。この事業内容とこれに伴う排水の温度、灰、タール、排煙などにおいて公害が発生しないのかどうかを問います。

次に、平成18年10月19日の文部科学省教育局長の通知に、次のことが書かれています。

いじめにより、児童・生徒がみずからその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生しているということは極めて遺憾であります。児童・生徒がみずからの命を絶つということは、理由のいかんを問わずあってならず、深刻に受けとめているところであります。これらの事件では、子供を守るべき学校、教職員の認識や対応に問題がある例や、自殺という最悪の事態に至った後の教育委員会の対応が不適切であった例が見られ、保護者を初め国民の信頼を著しく損なっております。

いじめは決して許されるものではありません。また、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであります。現に今、いじめに苦しんでいる子供たちのため、また、今回のような事件を二度と起こさないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人一人が改めてこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速に対応する必要があります。また、いじめの問題が生じたときは、その問題を隠さず、学校、教育委員会と家庭、地域が連携して対処していくべきものと考えますと言っています。

そこで、当町において、いじめの問題が生じたときはどのように対処しているのかを問うて、私の質問を終わります。

議長（松田眞計君） 収入役 齊藤喜久治君。

〔収入役 齊藤喜久治君 登壇〕

収入役（齊藤喜久治君） それでは、8番 岡野議員の御質問に答えたいと思います。

内容につきましては、現在進めておりますバイオマス発電についての事業内容及び公害防止対策というように解釈をいたします。

今回、誘致を進めている日本バイオマス開発株式会社は、木くずを原料とした発電施設であり、その新エネルギーは、CO₂の削減・排出が少ないことなど環境へ与える負荷が小さく、資源制限が少ない国産エネルギー、また石油代替エネルギーとして、エネルギーの安定供給の確保、地球環境問題への対応に資することから、持続可能な経済社会の構築に寄与するものでございます。さらに、荒廃が進む里山に新たな産業を生み出し、中山間地のにぎわいも生まれることが期待できるものでございます。

しかしながら、企業誘致を進めるとはいえ、町といたしましては、町民の安全を確保することが一番大切だと認識をいたしております。そこで、公害防止対策については、発電施設の操業によって生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音、そして振動などの公害の発生を未然に防止するための必要な対策を講じていただくとともに、その詳細につきましては、今後開催予定をいたしております住民説明会においても説明をさせていただきたいと考えております。

また、環境保全に関する緊急の措置を含め、施策などを、運転を開始するまでに企業と十分協議を行ってまいりたいと、このように考えております。さらには、環境保全対策の実施状況について調査するため、発電施設に立ち入ることもできるよう公害防止協定を締結し、公害防止に万全を期していくと考えてございますので、御理解を賜りたいと思います。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 学校教育課長 松田正晴君。

〔学校教育課長 松田正晴君 登壇〕

学校教育課長（松田正晴君） 岡野議員の御質問にお答えいたします。

現在の小中学校でいじめが起きた場合の対処方法についての御質問であります。もし学校でいじめが起きた場合には、直ちに校長から町教委の方に報告をしていただき、私も教育委員会といたしましては、被害を受けた生徒、その保護者の対応に遺漏なきよう指導することにいたしております。

同時に、いじめの詳細な内容について、情報収集による事実確認を迅速に進め、早々に生徒の保護者に対し状況説明をし、学校長は担任教諭とともに謝罪することといたしております。そして、保護者の納得が得られた段階で、いじめを受けた生徒のケアについても、保護者の了解のもと、学校での指導や御指摘の児童相談所等の関係機関とも連携・協力し、できるだけ早くいじめを受けた生徒が立ち直れるよう学校全体で組織的に事に当たる体制をしいております。

いじめが今全国的な問題になっておりますが、迅速かつ慎重なる態度で対処してまいりたいと考えておりますので、御理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 8番 岡野 茂君。

〔8番 岡野 茂君 登壇〕

8番（岡野 茂君） ただいまバイオマス発電につきまして、私の質問している趣旨は、公害があるのかないのか、そのことに尽きるわけでございますけれども、公害があるのかないのか、住民の方々に御説明なさるといことでしたんですけれども、現時点において、あるのかないのか、そういったことを再確認させていただきたいと思っております。

それから学校問題、いじめにつきましては、これまで以上に危機感を持って、地域、社会、教師の皆様方が行っていただければ、私はいじめはなくなるんじゃないかと、このように思っておりますもので、危機感を持って対処していただきたいと、このように思っております。

1点だけ、バイオマスの公害問題について再答弁をお願いいたします。

議長（松田眞計君） 収入役 齊藤喜久治君。

〔収入役 齊藤喜久治君 登壇〕

収入役（齊藤喜久治君） 今のところ、公害がないということで、きのうから聞いております。もし、そう言いながらも、当然私ども誘致作業において、一つの流れといたしまして公害防止協定を町とも結びたいという考えでございますので、再質問にあったとおり、私どもがきのうから聞いている段階では公害がないということでしたので、ここに御報告申し上げます。

議長（松田眞計君） 次に、2番 津田 勤君。

〔2番 津田 勤君 登壇〕

2番（津田 勤君） 2番議員の津田です。私は、2点についてお伺いいたします。

まず、1点目ですが、町職員の休暇についてでございます。

職員には、有給休暇、育児休暇や介護休暇などの休みをとってもよい権利が与えられておりますが、当町の職員の休暇状況をお伺いいたします。

また、体調不良のため、長期の病欠の方もおいでと伺いました。これらの職員の方の健康管理や病後のアフターケアをどのようにお考えかお伺いいたしまして、1点目の質問を終わります。

続いて、2点目ですが、ケーブルテレビにおける議会中継などについてお伺いいたします。

現在のさくらチャンネルのテレビ放映の状況は、確かに編集され、ナレーションもつき、わかりやすくなっております。しかし、編集作業等に大変時間がかかっており、これはいつの議会だったんだらう、いつの質問だったんだという町民の方から御質問を受けます。今も、前と後ろでテレビカメラ等で撮っておられますが、これをそのままケーブルテレビを通じてライブで各家庭に流せないものかどうか。このままテレビですぐ家庭へ流せれば、いち早く町民の方々に情報も伝わるのではないのでしょうか。

また、各委員会なども放映できれば、より議会活動の住民理解を得られるのではないかと私は思いますが、これらの方策はないのかお伺いし、質問を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 2番 津田議員の質問にお答えいたします。

職員の休暇についてでございます。

職員の休暇につきましては、条例や規則に基づき現在付与しております。また最近、新聞等で話題となっている不適切な休暇では、本町ではございません。また、職員の健康管理につきましても、関係法令に基づき職員の健康を保つように必要な事業を実施しております。これら具体的な内容につきましては、後ほど総務課長の方から答弁をさせていただきますので、御了承賜りたいと思います。

2点目のケーブルテレビによる議会中継ができないかという質問でございます。

これは、将来的にやはりそういった方向に向けていきたいと思っております。現況では、本定例会で3回目となる議会中継を行っているわけございまして、御質問にもありましたように、議会活動に対する住民理解を深める一つの手段として、さくらチャンネルを使って、主要番組の一つとして内容のあるものとすべく積極的に取り組んでいるところでございます。

現在この議会中継は、御指摘のとおり業者委託で制作しております。放映時間につきましても、2日間の議会審議内容を30分番組にまとめていることも事実でございます。約2週間の日程で朝昼夜の1日3回放映を行っております。今後もやはり自主制作番組の一環として、できるだけ職員の手による制作を行うとともに、議会の審議内容をそのまま生中継するなど、極力編集作業を省略していく方法で検討していきたいと考えております。

しかし、生中継をする場合には、放送機器の導入や番組制作に係る職員研修に時間を少々要するところから、今しばらくの御猶予を賜りたいと考えております。

なお、議会中継に当たっては、今後とも町ケーブルテレビ放送番組審議会の御意見などを十分に聞きながら、町民の皆さんに町議会の審議内容を身近に知っていただけるような番組として努めてまいり所存でございますので、よろしく御了承賜りたいと思います。

以上、答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 総務課長 北山茂夫君。

〔総務課長 北山茂夫君 登壇〕

総務課長（北山茂夫君） それでは、2番 津田議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、年次休暇でございますが、昨年、平成17年度の実績でいいますと、職員1人当たり20日間の付与をいたしております。その消化は5.2日ということで、少し少ないかなというふうに考えております。それで、有給の消化につきましては、やはりその職員の心構えといえますか、というものが大きな問題となりますので、今後職員組合と相談の上、少なくとも10日以上はとれると、12日ぐらいか13日ぐらいはとれるような体制づくりをしていきたいというふうに今考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、病気休暇なんです、病気休暇になりますと、先ほどの話ですが、一応90日というものがございます。それで平成18年、今現在ですが、現在までに30日とおる者が2人、60日をおるものが2人、90日を超えておるのが1人ということで、今5人おります。それで、90日を超えた者につきましては、現在は休職というふうにいたしておりますので、今後の状態を見たいというふうに思っております。

ただ、先ほどの町長の答弁にもございましたが、不適切な例はないということでございますけれども、先日、土曜日の新聞に出ておりましたけれども、現行制度のままいきますと、やはりそういうふうな運用の仕方が将来出る可能性があります。このままではだめということで、今年度中に制度の改正をしたいというふうには考えておりますので、よろしく願います。

それと、健康管理なんです、健康管理につきましては、今までにも職員健診等を積極的にやっております。なかなか受けられない方につきましては、自分が受けておるような病院に行かれたときに、一緒にしていただきたいというようなことでお願いいたしております。

それで、昨今特に今言われておりますのが精神的なケアということで、これがたくさん

言われております。特に本年度から、それらについて気をつけるようにということで指導がございましたので、本町におきましても、当然精神的なケア、相談に乗ったり専門医による診断ですか、健診というようなことも取り組んでいきたいというふうに考えておりますが、今後どういうふうな体制になるかは、これからまた考えていきますけれども、特に、やはり精神的についてはやりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 次に、19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は、日本共産党を代表して、以下4点について一般質問いたします。

まず、格差と貧困の広がりが重大な社会問題になってきていることについての町長の認識と対処についてお聞きするものであります。

10月に、NHKテレビが、いわゆるワーキングプアの問題を特集いたしました。ワーキングプアというのは、一生懸命働いても生活保護水準以下の収入しかない人々のことでもあります。そのワーキングプアが急増し、全国で400万世帯とも、それ以上にも広がっている深刻な実態を明らかにした特集番組をNHKが放映し、大反響を呼んでおります。そのワーキングプア急増の背景に、空前の繁栄を謳歌している日本の財界、大企業の余りの身勝手とそれを支える政治が明らかになり、マスコミでもそれについての批判が広がってきております。

例えば、10月13日の参議院の予算委員会質疑で我が党の市田書記局長が行った偽装請負に関する質問で明らかになりました。偽装請負というのは、実際は派遣労働なのに請負労働を装うことでもあります。派遣社員の場合は、雇用が一定期間を超えると、受け入れ企業はこの労働者に直接雇用の申し入れをしなければなりません。安全衛生にも責任を持たないといけません。ところが、請負はそうした義務はありません。労働者は全くの無権利状態と使い捨て、月収、手取り10万円という低賃金であります。どんな理由があれ、休めば即解雇です。偽装請負という無法が蔓延した背景には、製造業にまで派遣労働を拡大した政治の責任があります。

また、高齢者の方々に所得税、住民税の大増税、社会保険料の負担増の波が襲ってきています。その上、消費税増税のプログラムまで今押しつけられようとしています。

一方、東京三菱などの三大メガバンクは、ことしの3月期の決算で合計2兆5,000億円の利益を上げましたが、しかし、繰越控除制度という優遇税制を受けて、史上最高のもうけになったにもかかわらず、このメガバンク、一銭も法人税を使わなくていいのであります。バブルの崩壊の際の銀行の不良債権の破綻処理費用の12兆円は使われてしまって、戻ってきません。加えて、ゼロ金利政策によって家計から銀行に奪われた利子収入は、日銀の試算で300兆円に上ると言われています。

問題は、銀行だけではありません。日本の大企業は、バブル経済の時期の1.6倍の利益を上げておきながら、法人税はバブルの時期の7割弱しか支払っていません。空前のもうけを上げている大企業にまともな税金を払わせないから、国の運営費に不足が生じ、庶民の苦しい財布から税金をむしり取らなければならなくなるのであります。また、地方交付税も削ってくるのであります。福祉を削らなければならなくなるのであります。

町長には、政治による格差と貧困の押しつけに、宝達志水町民の悲鳴が聞こえませんか。その認識をお聞きするものであります。

次に、日本共産党宝達志水町委員会が行いました町政アンケート結果では、この先ほど今お話しした影響を受けて、7割の方が昨年よりも暮らしが苦しくなり、アンケートに答えられた4分の1の方が、病院へ行くことを控えるほどの我慢をしていることが示されておりました。そして、その方々が、負担が重たいと思うトップ3は、水道・下水道料金、国民健康保険税、介護保険料利用料と続きます。

国の政治による貧困の広がりの結果、町民の町政への要望は歴然としています。公共料金や税の負担緩和を強く望んでいるのであります。来年度予算編成に向けて、このことを考慮すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

次に、介護保険利用者の障害者控除認定についてであります。

昨年まで、障害を持つ方や未成年者、65歳以上の方、寡婦の場合、所得金額が125万円、収入では226万円までは住民税は非課税でありました。ところが、ことし6月の徴収分から住民税課税になる高齢者が激増いたしました。この宝達志水町でもそうであります。住民税が高くなれば、それに対応して介護保険料が値上げになります。ランクが上がります。

今、障害者と寡婦の非課税規定はまだ残されています。所得税法施行令第10条や地方税法施行令第7条及び7条の15の11の規定では、障害者の範囲が規定されていて、申請すれば介護保険利用者が障害者に認定され、住民税や所得税の控除を受けることができます。この根拠は、1991年11月18日の厚生大臣官房保健福祉部長通知で、寝たきり度判定基準が

はっきりさせられましたし、93年10月26日の同省老人保健福祉局長通知で、痴呆性老人の日常生活自立度判定基準も具体的に示され、これを適用すればいいだけです。介護保険を利用している高齢者には大きな意義があると思いますが、税務課長、間違いありませんか。

この法律に基づいたサービスを受けるには、障害者控除認定申請書を役場の窓口に提出し、町長の判こを押してもらった認定書を受け取り、それを年末調整のために家族の会社に、息子さんや娘さんの会社に提出しなければなりません。または、税務署に3月までに確定申告しなければなりません。11月中ならば年末調整に間に合い、家族からも大いに喜ばれると思います。制度自体の周知徹底を図り、申請書の作成も行うことが重要だと思います。担当課長はこのことについてどうお考えですか。

次に、障害者自立支援法による町民への影響についてお聞きします。

先月、10月31日、東京千代田区の日比谷野外音楽堂やその周辺で「出直してよ！障害者自立支援法10.31大フォーラム」が開かれました。官庁街に障害者の方や家族、関係者ら1万5,000人の方々が「出直せ支援法」と声をこたませました。障害者分野の集会で、過去最大規模のこの集會が開催された背景には、障害者自立支援法による大幅な利用者負担増と相次ぐ施設からの退所やサービス利用の手控え、施設運営を大もとから揺るがす報酬の激減など、予想を超える問題が噴出しているからであります。将来の生活を苦しめた親子の無理心中事件も起きるほどなのであります。

そのため、地方自治体で独自に利用料の負担軽減策を実施しているところが、全国の自治体の約6分の1にもなってきております。宝達志水町でも、障害を持つ方々から、いつまで施設利用ができるのかわからない、サービスを手控えた、障害者は家の中で閉じこもっているというのか、こんな怒りの声まで聞こえてきます。担当課は町の障害を持つ方々や施設にどのような影響が出ているのかをきちんとつかんでおられるかどうか、お聞きするものであります。

この法律がつくられたときの国会で、法案提出者が、「法律を実施し、問題があるとなれば、しかるべき対応をとる」、こう答弁しておりました。そうであるなら、至急、応益負担制度導入に伴うこの利用者及び事業所の実態調査を町としても行い、法制度の見直しや改善措置を速やかに講じさせるためにも、町が実態調査を行い、国に告発していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

最後に、木質バイオマス発電施設についてお聞きするものであります。

この施設は、国の補助決定を受け、町が誘致企業として位置づけている施設であります。しかし、町民にとっては、自分たちの利用する川の上流に操業されるこの施設についての説明もまだされていませんし、施設を運営するのは信頼できる人なのかどうかさえもわかっておりません。また、全国に予定されている炉で、発電を行っているところもまだありません。来年の2月に山形県で、日本で初めての運転がされることが、まず最初に議会に説明されたのは今月10日であります。そこで実験炉が10基あり、実験していたと言われていましたが、その実験データの公表もされておられません。まさに住民にとっては不安でいっぱいなのは当然であります。特に、相見川の水を利用して生活をしている方々にとっては一層のことです。

この施設が本当に町民のためになるそういう施設ならば、事業者と町との調印の条件に、町民の理解と納得を置くことだと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 19番 小島議員の御質問にお答えいたします。

まず最初に、格差と貧困の広がり重大な社会問題となっていることについて、私の認識と決意を問うとのことで、4点にわたっての私に質問がありますが、質問の内容がお互いの見解の相違によるところが大きいところから、ここは私の思いを簡潔に述べさせていただきます。

まず、1、2点目の制度改正に対する政治のかかわり云々との質問でございますが、これは、昨今東西、およそ人間のつくるものでございます。人間のつくった制度で、これが絶対という制度はないわけでありまして、そのために、すべての制度において、その時々時代の要請に沿って改正するのが政治の役割であり、また、議会の務めであると認識しております。これら改正を時代の要請に沿った適切な改正ととらえるか、あるいは、また改悪ととらえるかの評価は、私は後の世において定まるものと考えておりますので、よろしく御理解賜りたいと思います。

次に、3、4点目の上下水道料金、国保税、介護保険料などに対する負担軽減策につきましても、これまでも幾度となくお答えしておりますように、現時点で制度としてでき得る限りの軽減策をとっておりますので、今後軽減策、すなわち軽減制度の改正がない限り、町単独での軽減策をとるということは現時点では考えておりませんので、よろしく御理解

を賜りたいと思います。

次に、障害者自立支援法の影響を調べるために、障害者本人や障害者施設の実態を町として調査する必要があると思うがという質問であります。現在、本町では、障害の有無にかかわらず、町民がお互いの人格と個性を尊重しながら生活ができるよう、今年度末をめどに平成23年度までの宝達志水町障害者計画・障害福祉計画の策定を進めております。

この計画の策定には、当然障害者の方々の意見、御要望、実態の把握が必須であることから、本年9月、一般町民1,000人と町内に住所を有する全障害者の方800人に対し、アンケート調査を実施いたしました。このほか10月には、施設や福祉団体、ボランティアグループなどにも意見を求めており、これ以上の調査は必要がないものと考えています。

なお、現在これらの集計と内容の分析を行っているところでありますが、今後は町民の御協力のもと、障害者の方々の地域生活への移行や、就労支援や、障害者を支えるシステムづくりと、ボランティア組織の育成や活動支援など、地域の実情に合った計画の構築と実現に努めてまいりたいと考えております。

次に、町が誘致予定の木質バイオマス発電施設について、事業者と町との調印の条件に、町民の理解と納得をどう考えているかという質問でございますが、誘致企業につきましては、町民の御理解と納得がなければできない事業であるということは、私としても十分認識しております。

そこで、今回の木質バイオマス発電施設の誘致につきましても、先ほど岡野議員に対する収入役の答弁もありました。そのように、今後予定しております関係地域住民に対する説明会においては、公害防止対策の詳細について、より具体的に説明を行ってまいりたいと思っております。また、住民説明会の日程などにつきましても、地元区長さん方と協議の上、進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げ、答弁を終わります。

議長（松田眞計君） 税務課長 太田永作君。

〔税務課長 太田永作君 登壇〕

税務課長（太田永作君） 19番 小島議員の御質問にお答えをさせていただきます。

障害者控除が町民には税法上どのような意義があるかという質問でございますが、これは、障害の重さに応じまして、障害者控除は所得税では27万円、住民税では26万円、特別障害者控除は、所得税では40万円、住民税では30万円の控除を受けることができます。また、住民税では、所得者本人が障害者の場合、前年の合計所得金額が125万円までは非課

税となっております。したがって、控除対象者には税の軽減につながるという認識をしております。

以上です。

議長（松田眞計君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） まず、小島議員さんの御質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

まず1点、障害者控除対象者認定についてでございますが、これは先ほど小島議員さんが言われたとおりでございます。そういったことにおきまして、町といたしましても、今後、申請書等を含めた認定の基準等を早急に定めていきたいというふうに考えております。また、制度の周知については、ケーブルテレビのさくらチャンネル及び広報等を利用して周知を図っていきたいというふうに思います。

また、先ほど年末調整等に間に合うようにと言われておりますが、今のような状態でございますので、次の確定申告までには間に合わすように進めていきたいというふうに考えております。

次に、障害者自立支援法による町民への影響についてでございます。

これにつきましては、当町における障害者数、身体・知的・精神の3障害に合わせて約800名ほどおいでます。そういった方々に対しまして、事前に、個々に所属する組織また団体、施設、また県身体・知的障害者相談員等を通じて説明をその障害者の方が受けたり、また、当課への問い合わせ等にも対応していることによりまして、十分に御理解をいただいているというふうに認識しております。町といたしましても、障害者の方々が受けておられる現行のサービス内容を今後も維持し、低下を招かないよう鋭意努力していくつもりでございます。

以上でございます。

議長（松田眞計君） 19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 再質問いたします。

町長、今貧困が広がって、生活保護水準以下の人の方がたくさんふえているというのは、後々の人が判断すべきではなくて、今歴然たる事実なんですね。それで、町の人らも、ここでは調べようがあるんですよ、どういう生活実態になっているかというのは。調べたら

わかるんです。

確かに言いにくいかもしれませんが、人間がつくった制度で、その制度に沿って改正するのが当然なんですけれども、でも、それがいいかどうかという判断は、後ではなくて、やっぱり現在それを変えたりすることができる私たち政治家が今判断して、どう対処するかというのを考えないとだめだと思っているんです。

この判断、そういう判断されていますから、町民の負担緩和、公共料金や税の負担緩和を強く望んでいるということに対して、今で精いっぱい。精いっぱい頑張っておられると思います。精いっぱいだ、それ以上できないというふうになると思うんです。私は、もうまず来年度の予算においては、一般会計からの繰り入れも含めて、水道とか介護保険とか、まず一番最重要課題として、公共料金や税の負担緩和をやっていくべきだという提起なんです。これはちょっともう一度判断願えないでしょうか。れっきとした事実が、困っている事実があるんですから。

2点目は、障害者自立支援法で調査をして、国に告発していく必要があるという質問に対してのアンケートを行ったということなんですけれども、どうもこのアンケート、実は見させていただきましたら、自立支援法で一体サービスがどうなった、どういうふうになったかというのは、私が記憶しるところでは書かれていないんですよ。福祉課長、もしも、それ、書かれとったらあれですから、そういう項目があったかどうか、もし持っておられたら示してください。

やっぱり今大事なことは、この自立支援法になって、障害者が自立どころか、もう閉じこもり支援法になってしもうとということなんです。サービスが受けられなくなってしまっているということなんです。ここをしっかりと把握していく、別にここは、全国の市町村でやっぱりこれは大変だからといって、市町村独自の支援策が出されているんです。ですから、そういう意味では、自立支援法このものについての町民がどう影響を受けているかという調査は、私は緊急に必要だと思います。これは、もう1回再答弁をお願いいたします。

3番目ですけれども、木質バイオマスなんですけれども、私、木質バイオマスでお聞きしたのは、誘致企業になるとときには町と事業者との調印が必要なんですけれども、この調印に至るまでの条件に町民の理解と納得を置くかどうか、要するに、町民の理解と納得がないところでは、これはもうだめですよと、こう言えるのかどうかということをお聞きしたんです。

以上3点、もう一度答弁ください。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 19番 小島議員の再質問です。

貧困層の拡大云々ということにつきましては、先ほど私が答弁したとおり、本町においての見解の相違であるということで理解賜りたいと思います。

以後2点につきましては、担当課長及び収入役から答弁をさせます。

議長（松田眞計君） 収入役 齊藤喜久治君。

〔収入役 齊藤喜久治君 登壇〕

収入役（齊藤喜久治君） それでは、再質問でございますが、木質バイオマスの件でございます。

実は、10日に企業からの説明会があった中で、地元説明会については、できるだけ私もも了解をいただくようにお話をするという内容でございますし、また、もし1人でも来られない場合は、企業としては出たいという明確なことの説明会がありましたので、その点、御了解を賜りたいと思います。

議長（松田眞計君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 小島議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

先ほどは、自立支援法のサービス内容等についての調査票、調査という形でございますけれども、ここにはちょっと調査票は持ってきてございません。正確なことでということは、ちょっと御答弁できませんが、その自分らが、障害者の方々が受けられる、今現在受けているもの、そういったものに対して、これから障害者に対して、町としても今までのとおりその事業を受けていかれるように、これから鋭意努力していきたいというふうに考えておりますので、御了承願いたいというふうに思います。

議長（松田眞計君） 19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 障害者支援法が4月に施行されまして、もう半年以上たつとるんですけども、もうその間に、既にもうサービス打ち切ったり、やめた人がいるでしょう。今受けている、やめてしまって、今受けているものを続けるよりも、その4月の戻ってということですか。4月に障害者自立支援法がありましたけれども、それを3月の段階で受

けているサービスを受けられるようにという御答弁なんか、それとも、きょうの今の時点でのサービスということなのか、お聞かせください。

それから町長、見解の相違なんですけれども、どんどん話ししてください。町長はこういう御見解やというのは、議会ですから、好きにどうぞ話ししていただいてもいいと思います。私はこういうふうに思っているんで、見解の相違を縮めていくのが地方議会ですからね。それで、事実に基づいて認識一致させて、それで施策を決めていこうというのが議会ですから、見解の相違だから、おまえとは話ししたくないということでは議会になりませんので、もし思っておられることがあれば言っていただければうれしいなと思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 健康福祉課長 柏崎三代治君。

〔健康福祉課長 柏崎三代治君 登壇〕

健康福祉課長（柏崎三代治君） 今先ほどの再々質問でございますけれども、私の方は、4月からここに関していますこのサービスについてという形での答弁をさせていただいていることを報告させていただきたいというふうに思います。

議長（松田眞計君） 次に、24番 北橋俊一君。

〔24番 北橋俊一君 登壇〕

24番（北橋俊一君） 私の方から、質問と要望を兼ねたものが2件あったわけなんですけれども、1点目のいじめの問題については、岡野議員の方で質問されて、それでおおむね納得はしております。

その中で、1つだけ、いじめの兆候といいますか、そういうものが現在あるのかなのか、そういう報告が上がってきとるか来ていないか、その点だけお願いをしたいと思います。

それから、学校関係の質問として、これ、どう言うていいんか、私、勉強もしていませんのでわかりませんが、恐らく学校では、学習指導要領ですか、要綱ですか、それに基づいてカリキュラムを組んで子供に教えているというような中身でないかと思います。

そこで、その1年から2年、2年から3年という進級といいますか、そういう一つの基準があると思います。そこで、平たく言えば、落ちこぼれがあった場合、どのような形で一つのレベルまで持っていくのか。それから、もし時間的に余裕がなくて教えられなかった者について、どういうふうな対応をしていくのか、その点についてお願いしたいと思います。

それから次は、これ要望でございますけれども、毎回、前回の定例会にも質問と要望等というような形で出ておったんですが、159号線のバイパス、現在、羽咋道路というふうな呼び方になっておりますが、これについては質問ではございません。早急に着工できるように今後とも努力をしていただきたいと、こう要望をいたします。

終わりにになりましたが、合併特例の形で進んできました現在は29名の議会組織でございますが、今定例会をもって終わるわけでございます。最後に当たって、終わりに当たって、議会及び町の限りない発展、隆盛を心からお祈りして、私の質問と要望を終わります。

議長（松田眞計君） 町長 中野茂一君。

〔町長 中野茂一君 登壇〕

町長（中野茂一君） 24番 北橋議員の質問にお答えいたします。

159号バイパス羽咋道路の件についてでございます。

着工の見通しにつきましては、さきの9月定例会にも、これまでも幾度となく御質問いただき、その経過等について答弁をしまいたったわけでございます。そこで、9月定例会以後の進捗状況、経過等について御説明申し上げ、答弁とさせていただきます。

去る9月22日に、国道159号羽咋道路整備促進期成同盟会が主体となりまして、行政、議会、地域の代表者とともに、北陸地方整備局や国土交通省、さらには県選出の国会議員に対し、陳情や提言を行って活動してまいりました。

また、今月8日でございます。東京において、国土交通省や各関係省庁、そして国会議員の諸先生方をお招きし、北陸国道協議会総決起大会が開催され、席上において、問題となっている道路特定財源はすべて道路整備に充当する、また、災害に強い道路整備を極力推進するなどなどの5項目のスローガンを掲げ、159号バイパス羽咋道路の早期着工に向け、活発なる活動を展開してきたところであります。

ところで昨今、我々地方の道路整備にとって、なくてはならない道路特定財源を、国の財政難を理由に一般財源化しようとする声が大きくなってきております。我々地方にとって、このようなことは到底許されることではありません。そこで、これらの理不尽な動きを封じるため、さらなる地方道路の整備促進を図るためにも、これからは、これまでの行政主体の要望や提言といった行為に加えて、物言う地方として、地域住民の切実なる声、大きな地域住民の声を上げることが不可欠であると考えております。

そこで、来る11月25日、羽咋市において開催を予定しております「美しい國 能登から考えるみちづくりシンポジウム」をとらえて、国道159号バイパス羽咋道路の早期着工を

求める地域住民の大きな声として、地方へ届ける絶好の場としてとらえております。是が非でも成功させたいと考えておりますので、議員各位のさらなる御支援と御協力をお願い申し上げる次第であります。

本町といたしましても、今後こうしたシンポジウムや陳情、あるいはまた提言活動を初め、いろいろな機会を通じて、早期着工に向け、粘り強く要望活動を続けてまいりたいと考えておりますので、よろしくようお願い申し上げまして、経過説明等を踏まえて答弁とさせていただきます。

議長（松田眞計君） 教育長 田畑武正君。

〔教育長 田畑武正君 登壇〕

教育長（田畑武正君） 24番 北橋議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

いじめの問題と学習指導要領に絡む学力低下、2点の御質問をちょうだいしました。

1点目のいじめにつきましては、一部岡野議員への課長答弁でいたしておりますので、その点は割愛させていただきたいと思っております。

初めに、本町小中学校でいじめがあるのかないのか、それから、保護者、学校、教育委員会の役割はどうかと、こういう内容でございますが、本町5つの小学校に関しましては、過去いじめの報告は教育委員会を受けておりません。ただし、中学校に関しましては、昨年度1件、今年度1件、報告を受けております。

いずれの場合も、早期の教育委員会への校長からの連絡と教育委員会の指導に基づき、当該生徒の保護者への状況説明と謝罪を的確に行うとともに、保護者との連絡を密にしながら、被害を受けた生徒のアフターケアにも十分手を尽くしてきた結果、現在は解決しておると、こういうぐあいに私ども認識いたしております。

教育委員会としては、いじめはどの学校でも、どの子供にも起こる問題であるという現下の教育界の共通理解を重視し、本町の学校それぞれに、いじめの予防と起きた場合の対策を学校の危機管理の最重要課題として対処するように、現場をお願いしておるところであります。特に全教職員、目配り、気配りを徹底し、早期発見に努めるとともに、保護者に対しても気配を感じたら即刻学校へ連絡する旨、保護者会等々のいろんな機会をとらえまして、協力を呼びかけているところでございます。

起きた場合の対応は、先ほど課長の方で答弁しておりますので、割愛させていただき、いじめの、早々に文科省からの通知も届くと思っておりますので、個人的にアンケート調査をす

るとか、あるいは全生徒に面談をするとか、恐らくそういうことも今後想像されますので、文科省、県の通知を見て適切な対応をやっていきたいと、このように考えております。

次に、2番目の学習指導要領と学力低下の問題でございますが、学習指導要領は、すべての児童・生徒が学びとる最低限の基準を示したものであるというのが現在の教育界の一般的な考え方でございます。したがって、落ちこぼれをつくらない、それを全員の生徒に学ばせて、落ちこぼれをつくらないというのが現在の教育の大きな目標になっているわけでございます。

したがって、学習において、どうしてもついていけないという児童・生徒があらわれた場合、保護者の了解をいただいて、放課後とか、あるいは長期休業中に特別な補充の機会を設けて、すべての児童・生徒が学習指導要領の内容を学びとる、そういう手だてを講じておるとというのが、現在各学校の現状でございます。

また、行動面で問題の児童が多くて、授業に支障を来す場合は、1クラスに2人の教師が出てTT方式の授業をしたり、あるいはクラスを二分した少人数学級を実施するなどして、全体的に学力低下を来さないような工夫を凝らしておるところでございます。そういうことで、ひとつよろしく御理解をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（松田眞計君） 以上で通告のありました一般質問がすべて終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

決算特別委員会委員長報告

議長（松田眞計君） 日程第12 委員長報告を行います。

決算特別委員会に付託し、閉会中の継続審査となっていました認定第1号 平成17年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第9号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定9件について、決算特別委員長からの審査の経過並びに結果について報告をお願いします。

決算特別委員長 宮城昌保君。

〔決算特別委員長 宮城昌保君 登壇〕

決算特別委員長（宮城昌保君） 決算特別委員会委員長報告。平成18年第3回宝達志水町議会定例会において付託されました認定案件について、去る10月17日、18日の両日に決算特別委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め、審査いたしましたので、そ

の経過と結果について御報告申し上げます。

今特別委員会では、2日間にわたり熱心な審査が行われました。本委員会に付託されました決算認定案件は、認定第1号から認定第9号までの9件であります。付託のありました9会計の決算審査に当たりましては、決算書及び決算附属書類を初め、主要施策の成果などの説明書や証拠書類を参考にしながら、1、それぞれが予算編成の趣旨と目的に従って効率的に執行されているか、2、どのような行政効果が得られたか、3、今後の行財政運営においてどのような改善・工夫がされるべきであるかを主眼に、町執行部からの詳細な説明を求めながら慎重に審査いたしました結果、各会計とも適切かつ正当なものと認められました。

よって、当委員会での採決の結果、認定第1号から認定第9号までの9件は、いずれも全会一致をもって認定すべきものと決しました。

現在、我が国経済は全体として明るさを見せているものの、地方の中小企業においては、景気回復の実感は乏しく、国・地方ともにその財政状況は厳しい環境にあり、本町財政運営に当たっても、中長期的な視点に立って、創意と工夫を凝らすことが重要であります。

なお、本委員会の審査の過程において、次の点について指摘・要望がありましたので、これらの項目について十分に検討の上、今後の予算編成とその執行に当たって適切に対処されるよう要望いたします。

1、町税、保育料、水道料金の滞納徴収に当たっては、新たな徴収方法の検討や法的に専門家の意見を聞くなどし、今後も未納発生防止に努められたい。

2、ケーブルテレビ加入率の向上を図るため、自主番組の充実に努められたい。

3、職員定数について、今後も適正管理に努められたい。

4、給食材料は地産地消に心がけ、地元で調達できるものは地元からの購入を検討されたい。

5、文化財の保存整備と観光施設としての施策を講じられたい。

6、老人福祉施設の整備により、安心して暮らせるまちづくりに努められたい。

以上6点であります。

最後に、事業の計画や推進に当たっては、限られた財源をいかに有効かつ効率的に行うか、住民が何を求めているかを把握し、十分な検討・研究を重ねて取り組まれたいとの意見がありましたので、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

たが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、決算特別委員会委員長報告といたします。

委員長報告に対する質疑

議長（松田眞計君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（松田眞計君） 次に、委員長報告に対する討論を行います。討論ありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 平成17年度決算案についての反対討論を行います。

平成17年度は、宝達志水町民にとってはどんな年だったでしょうか。勤労者世帯は、毎年引き下がる所得に加え、定率減税が半減され、所得税や住民税が増税されました。国立大学の授業料も値上げされ、雇用保険料が引き上げられました。また、若者の不安定雇用が一層増加したのであります。

自営業者の方々にとっては、それに加え、消費税の免税点の引き下げが行われ、ほとんどの業者の方々が消費税の支払い事務を行い、消費税を納税させられることになりました。農業従事者の方々にとっては、一層の米価の引き下げが行われました。高齢者はどうかと、公的年金控除の縮小が行われ、介護保険で施設に入所しているの方々には、部屋代や食事代金の支払いをしなければならなくなりました。また、生活保護受給世帯の方々にとっては、母子加算の対象が縮小され、老齢加算が廃止となりました。

このように、町民生活は可処分所得を年々減らしながら、税金や公共料金の支払額が大きくなっていくという二重の苦しみを続けているのであります。それは、自然現象ではなく、政治によって作り出された苦しみであります。そうであるなら、宝達志水町議会や行政が、微力ながらも町民の命と暮らしを守る施策の積極的な実行が求められています。

先ほど、決算特別委員長からも、住民が何を求めているのか調査研究しろとの御指摘がありました。そのとおりだと思います。その使命を担う議会が、議会費のむだな支出を

しては町民の信頼が得られません。また、町民のための財源づくりのためのむだな支出の削減が徹底されていません。

その最たるものは、私は契約のあり方だと思います。法律どおりの一般競争入札を行って、経費の削減をしてきている自治体が石川県にもふえてきているではありませんか。なぜ法律の例外規定である指名競争入札にこだわり、契約金額を高くしているのか、執行部は町民に明らかにする必要があります。

また、喜多家保存会の解散清算助成金の540万円が支出されていますが、保存会に理事会がありながら、解散費用に全く責任を持たないというのも異常であります。

また、ケーブルテレビ施設整備事業費が平成17年度は4億8,000万円余が支出されています。どこのケーブルテレビ事業者と契約するかによって、この施設整備事業費に大きな違いがあるのではないのでしょうか。羽咋市さんが契約した事業者との差を考えると、余りにも高額だと指摘せざるを得ません。業者選定の基準と決定の理由を明らかにすることを求めて、平成17年度一般会計決算案への反対討論とするものであります。

平成17年度国民健康保険特別会計決算案についてですが、町民の生活実態を考えれば、保険税の引き下げを合併協議会が統一するとした時期を繰り上げて、一刻も早く行うべきでありました。その財源もあったことは、我が党の岩池議員が平成17年度の当初予算のときの一般質問で明らかにしております。

平成17年度介護保険特別会計決算案についても、保険料の引き上げがありました。一般会計からの繰り入れをしてでも、保険料の引き上げを行わないか、減免制度を充実させるべきであります。

下水道事業特別会計決算案についてですが、合併浄化槽などの採用で、押水地域のようにむだに事業費を大きくしないやり方は大きく評価するものであります。しかし、もっと工事経費の削減ができる契約方法の採用を求め、反対するものであります。

下水道事業会計決算案や水道事業会計決算案についてですが、みなし使用水量の引き下げを求めて反対するものであります。

直営診療所決算案及び老人保健特別会計決算案の2点については承認いたします。

以上。

議長（松田眞計君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

認定第1号 平成17年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について及び認定第2号 平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての認定2件を採決します。

認定第1号及び認定第2号の認定2件について、決算特別委員長の報告はいずれも原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、認定第1号及び認定第2号の認定2件は原案のとおり認定されました。

議長（松田眞計君） 次に、認定第3号 平成17年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

認定第3号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 異議なしと認めます。よって、認定第3号は原案のとおり認定されました。

議長（松田眞計君） 次に、認定第4号 平成17年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

認定第4号について、決算特別委員長の報告は原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、認定第4号は原案のとおり認定されました。

議長（松田眞計君） 次に、認定第5号 平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療

所特別会計歳入歳出決算の認定について及び認定第6号 平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての認定2件を採決します。

認定第5号及び認定第6号の認定2件について、決算特別委員長の報告はいずれも原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、認定第5号及び認定第6号の認定2件は原案のとおり認定されました。

議長（松田眞計君） 次に、認定第7号 平成17年度宝達志水町水道事業会計決算の認定についてから認定第9号 平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定についてまでの認定3件を一括して採決します。

認定第7号から認定第9号の認定3件について、決算特別委員長の報告はいずれも原案認定です。決算特別委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（松田眞計君） 起立多数です。よって、認定第7号から認定第9号までの認定3件は原案のとおり認定されました。

委員会付託

議長（松田眞計君） お諮りいたします。議案第65号から議案第70号までの議案6件は、議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託することとしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、議案第65号から議案第70号は、議案審査付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決定しました。

休会の議決

議長（松田眞計君） お諮りします。委員会審査のため、明11月14日及び11月15日の2日間を休会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、明11月14日及び11月15

日の2日間を休会とすることに決定しました。

散 会

議長（松田眞計君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

なお、次回は11月16日午後2時から会議を開きますので、御参集ください。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

午前11時58分散会

平成18年11月16日（木曜日）

出席議員

1 番	中 田 良 一	17 番	金 田 之 治
2 番	津 田 勤	18 番	安 達 市 朗
3 番	中 谷 浩 之	19 番	小 島 昌 治
4 番	岩 池 齊	20 番	小 寺 進
6 番	宮 本 満	21 番	土 上 輝 男
7 番	川 崎 與 一	22 番	北 信 幸
8 番	岡 野 茂	23 番	浜 谷 康 信
9 番	林 一 郎	24 番	北 橋 俊 一
10 番	岡 山 好 作	25 番	塚 本 哲 雄
11 番	宮 城 昌 保	26 番	中 橋 弘 次
12 番	守 田 幸 則	27 番	因 幡 栄 市
13 番	北 本 俊 一	28 番	近 岡 義 治
14 番	中 川 信 夫	29 番	中 村 建 治
15 番	畑 谷 正	30 番	松 田 眞 計
16 番	淺 川 治 彦		

欠席議員

な し

説明のため議場に出席した者の職氏名

町	長	中 野 茂 一
助	役	中 江 映
収 入	役	齊 藤 喜久治
教 育	長	田 畑 武 正
総 務 課	長	北 山 茂 夫
情 報 推 進 室	長	高 下 良 博
企 画 財 政 課	長	中 村 清 康

住 民 課 長	田 中 外志治
税 務 課 長	太 田 永 作
環 境 安 全 課 長	田 村 淳 一
健 康 福 祉 課 長	柏 崎 三 代 治
農 林 水 産 課 長	藤 本 和 善
建 設 課 長	土 上 猛
上 下 水 道 課 長	上 井 信 昭
学 校 教 育 課 長	松 田 正 晴
生 涯 学 習 課 長	源 大 恵
会 計 課 長	米 谷 勇 喜
志 雄 病 院 事 務 局 長	山 本 実
宝 達 志 水 町 社 会 福 祉 協 議 会 事 務 局 長	高 松 守 成
宝 達 志 水 町 施 設 管 理 公 社 兼 シ ル バ ー 人 材 セ ン タ ー 事 務 局 長	鍛 治 一 良
企 画 財 政 課 長 補 佐	松 中 和 彦
企 画 財 政 課 長 補 佐	近 岡 和 良
医 療 福 祉 監 兼 押 水 ク リ ニ ッ ク 院 長	松 井 晃

議事日程

日程第 1	委員長報告
日程第 2	委員長報告に対する質疑
日程第 3	討 論
日程第 4	採 決

(追加日程)

日程第 1	発議第 8 号 トンネルじん肺根絶に関する意見書について
日程第 2	質 疑
日程第 3	討 論
日程第 4	採 決

日程第 5 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査

開 議

副議長（金田之治君） 議長が用務のため、おくれておりますので、副議長の私がかわって議長の職を務めさせていただきます。

ただいまの出席議員は28名であります。定足数に達しておりますので、11月13日の本会議に引き続き、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

委員長報告

副議長（金田之治君） それでは、日程第 1 委員長報告を行います。

さきに各常任委員会に付託いたしました議案について、審査の経過並びに結果について各常任委員長より報告を求めます。

初めに、産業建設常任委員長 北本俊一君。

〔産業建設常任委員長 北本俊一君 登壇〕

産業建設常任委員長（北本俊一君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る11月14日、産業建設常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求め審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案 3 件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の過程において、冬期を迎え、除雪体制については万全を期されたいとの意見が出されました。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げますが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます。産業建設常任委員長報告といたします。

副議長（金田之治君） 次に、教育厚生常任委員長 守田幸則君。

〔教育厚生常任委員長 守田幸則君 登壇〕

教育厚生常任委員長（守田幸則君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る11月14日に教育厚生常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案4件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、教育厚生常任委員長報告といたします。

副議長（金田之治君） 次に、総務常任委員長 宮城昌保君。

〔総務常任委員長 宮城昌保君 登壇〕

総務常任委員長（宮城昌保君） 委員長報告。

今定例会において当委員会に付託されました案件について、去る11月15日に総務常任委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました案件は、審査付託表のとおりであります。

町当局から細部にわたる説明を受け、各議案を慎重に審査した結果、議案1件は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、当委員会では、所管事務調査のため閉会中の継続審査について議長に報告し、本会議において議決を願うことで委員各位の御了承をいただいたことも、あわせて御報告いたします。

以上、当委員会に付託されました案件の審査の経過と結果について御報告申し上げましたが、議員各位におかれましては、当委員会同様の御決議を賜りますようお願い申し上げます、総務常任委員長報告といたします。

副議長（金田之治君） 以上で委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑

副議長（金田之治君） 次に、委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」という声あり〕

副議長（金田之治君） 質疑がないようですので、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

討 論

副議長（金田之治君） これから、議案全般にわたっての討論を行います。討論ありませんか。

19番 小島昌治君。

〔19番 小島昌治君 登壇〕

19番（小島昌治君） 私は、日本共産党議員団を代表して、平成18年度第4回定例議会に上程されました議案中、議案第68号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立に向けた規約案に反対し、討論を行います。また、議案第67号の介護保険特別会計補正予算案についての賛成討論も同時に行います。

まず、後期高齢者医療広域連合規約案についてです。

そもそも広域連合というのは、広域的に処理することが適当な事務と地方自治法で規定されていて、市町村が本来自発的に発議するものであります。これまでの広域連合は、市区町村の判断で脱退もできました。ところが、この後期高齢者医療制度は、法律によって市町村に広域連合加盟を義務づけるだけでなく、宝達志水町議会から離れたところで保険料の値上げや差別医療を押しつけるための内容やスケジュールを一方的に決めることができ、そして、この広域連合からの脱退を認めないというのは、地方自治の建前にも反します。

すべての75歳以上の高齢者が、介護保険と同様の年金天引き方式などで保険料を徴収されます。保険料は、高齢者数の増大に応じて自動的に値上げされます。保険料の滞納者は保険証を取り上げられ、短期保険証、資格証明書が発行される、そういうこともできます。また、診療報酬もほかの世代と別建てにされ、この診療報酬自体が引き下げられる危険性があります。市町村議会への報告義務や情報公開の徹底、後期高齢者の意思反映の仕組み

が保障されないこの規約案に反対するものであります。

介護保険特別会計補正予算案についてですが、介護保険の制度改正に伴い、介護度の要介護1の方々24名が要支援になりました。原因は、国がこれまで介護保険の予算に支出していた介護保険予算に占める2分の1の助成金を4分の1に削ってしまったからであります。そのため、宝達志水町では24名の方がこれまで受けていた介護サービスが受けられなくなってしまいました。

9月定例会で、私の一般質問で紹介した要介護1から要支援になった方が体を壊し、病院にかかるようになった事例を紹介しました。この24名の方々すべてが今後そうならないように、教育厚生常任委員会でも答弁されたように、必要なサービスを福祉の予算で対応していくことを強く要望し、賛成討論といたします。

以上。

副議長（金田之治君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」という声あり〕

副議長（金田之治君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

副議長（金田之治君） これより採決に入ります。

議案第65号 平成18年度宝達志水町一般会計補正予算（第4号）から議案第67号 平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算（第1号）まで、議案3件を一括して採決します。

本案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第65号から議案第67号までの議案3件は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号から議案第67号までの議案3件は原案のとおり可決されました。

副議長（金田之治君） 次に、議案第68号 石川県後期高齢者医療広域連合の設立についてを採決します。

この表決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。議案第68号は委員長の報告のとおり決定するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長（金田之治君） 起立多数です。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

副議長（金田之治君） 次に、議案第69号 町道路線の認定について及び議案第70号 町道路線の認定についての両案を一括して採決します。

両案に対する委員長の報告はいずれも可決です。議案第69号及び議案第70号は委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

副議長（金田之治君） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号及び議案第70号は原案のとおり可決されました。

議長が到着しましたので、この後の議事は議長が行うこととします。

都合により、暫時休憩します。

午後 2 時29分休憩

午後 2 時32分再開

議長（松田眞計君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程の追加

議長（松田眞計君） お諮りします。ただいま議案 1 件が提出されました。

この際、これを日程に追加し、直ちに議題にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議ないものと認めます。したがって、この際、これを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

提出議案の上程・説明

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明を求めます。

1 番 中田良一君。

〔1 番 中田良一君 登壇〕

1 番（中田良一君） 発議第 8 号 トンネルじん肺根絶に関する意見書について提案理由の説明をさせていただきます。

じん肺という職業病は、粉じん職場で働く労働者の生命と健康を奪う不治の病であり、現在もなお被災者を出し続けています。我が国のじん肺行政は、昭和35年にじん肺法、昭和53年に改正じん肺法が制定され、今日に至っています。改正じん肺法が施行されてから、30年間で約 3 万8,000人のじん肺患者が発生し、このうち約24%がトンネルじん肺患者であります。

トンネルじん肺は、粉じん対策の不徹底により発生すると言われており、早期解決が図られるべき重大な問題であります。よって、国におかれては、関係機関に対し、トンネルじん肺の発生防止のための指導を徹底するとともに、じん肺患者の救済制度の充実を図るなど、トンネルじん肺根絶対策を講じられるよう強く要望するものであります。

なお、この趣旨の意見書は、合併前の両町において意見書が決議されております。議員各位には、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（松田眞計君） 提出者の提案理由の説明は終わりました。

質 疑

議長（松田眞計君） 次に、追加日程第 2 議案に対する質疑を許します。質疑はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終結いたします。

討 論

議長（松田眞計君） 追加日程第 3 討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 討論なしと認め、これにて討論を終結いたします。

採 決

議長（松田眞計君） これより採決に入ります。

発議第 8 号 トンネルじん肺根絶に関する意見書についてを採決します。

発議第8号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。よって、発議第8号は原案のとおり可決されました。

各委員会の閉会中の継続調査申し出について

議長（松田眞計君） 次に、各委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から、議会議規則第75条の規定によって、各委員会の所管事務及び所掌事務調査のため、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」という声あり〕

議長（松田眞計君） 御異議なしと認めます。したがって、各常任委員長、議会運営委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

閉議・閉会

議長（松田眞計君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成18年第4回定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午後2時38分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 田 眞 計

副 議 長 金 田 之 治

署名議員 中 谷 浩 之

署名議員 岩 池 齊

平成18年第4回宝達志水町議会定例会

議 決 一 覧

議決番号	議案番号	件 名	議決月日	議決結果	提 案 者
第 8 8 号	認定第 1 号	平成17年度宝達志水町一般会計歳入歳出決算の認定について	11月13日	認 定	町長
第 8 9 号	認定第 2 号	平成17年度宝達志水町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	"	"	"
第 9 0 号	認定第 3 号	平成17年度宝達志水町老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	"	"	"
第 9 1 号	認定第 4 号	平成17年度宝達志水町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	"	"	"
第 9 2 号	認定第 5 号	平成17年度宝達志水町国民健康保険直営診療所特別会計歳入歳出決算の認定について	"	"	"
第 9 3 号	認定第 6 号	平成17年度宝達志水町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	"	"	"
第 9 4 号	認定第 7 号	平成17年度宝達志水町水道事業会計決算の認定について	"	"	"
第 9 5 号	認定第 8 号	平成17年度宝達志水町下水道事業会計決算の認定について	"	"	"
第 9 6 号	認定第 9 号	平成17年度国民健康保険志雄病院事業会計決算の認定について	"	"	"
第 9 7 号	議案第65号	平成18年度宝達志水町一般会計補正予算(第4号)	11月16日	原案可決	"
第 9 8 号	議案第66号	平成18年度宝達志水町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	"	"	"
第 9 9 号	議案第67号	平成18年度宝達志水町介護保険特別会計補正予算(第1号)	"	"	"
第100号	議案第68号	石川県後期高齢者医療広域連合の設立について	"	"	"
第101号	議案第69号	町道路線の認定について	"	"	"
第102号	議案第70号	町道路線の認定について	"	"	"
第103号	発議第8号	トンネルじん肺根絶に関する意見書について	"	"	議員